（別紙）

諮問番号：令和７年度諮問第34号

答申番号：令和７年度答申第34号

答　申　書

第１　審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、物価高により生活が苦しい中、年齢を理由に生活保護法（以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）に係る保護費を下げるのは納得できないことから、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

２　処分庁の主張の要旨

原処分は、法令等に基づき、適正に行われたものであることから、違法又は不当な点はない。

第３　審理員意見書の要旨

１　原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

２　「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づき適正に算定された要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の額から収入を差し引いた額を令和７年４月分の保護費とする原処分に違法又は不当な点は認められない。

３　以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張は理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第４　調査審議の経過

令和８年１月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第１項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議し

た。

第５　審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとともに（法第４条第１項）、他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている（同条第２項）。

また、保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第８条第１項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第２項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

保護基準によると、基準生活費は、年齢別、世帯人員別、所在地域（級地）別に定められた基準額及び加算額を用いて、第１類の経費（個人単位の費用）と第２類の経費（世帯単位の費用）を組み合わせた方法により算定することとされ、請求人の世帯の居住地に係る級地は１級地－２と区分されている。また、年齢によって生じる需要の差は、第１類の費用において配慮されているところ、「70歳～74歳」にあっては４万5,060円と、「75歳以上」にあっては３万8,690円と、それぞれ定められている。

保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めている。処理基準によれば、保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、３月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について、毎年１回４月１日に行われるものとされている。

また、保護の実施において、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については、極力その利用に努めさせることとされており、国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律については、特にその活用を図ることとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、令和７年３月31日までに請求人の満

年齢が75歳に達したことから、処理基準に従い、同年４月１日に請求人の基準生活費の算定に係る満年齢の切替えを行い、請求人の同月分の保護費として、基準生活費８万1,600円及び住宅費３万6,000円を合算した最低生活費の額11万7,600円と年金等の収入額５万1,156円との差額である６万6,444円を支給しており、当該保護費は保護基準等に基づき適正に算定されたものであることから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、おおむね、物価高により生活が苦しい中、年齢を理由に保護費を下げるのは納得できないことから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。しかしながら、保護基準によって年齢区分別の基準生活費が定められている以上、物価の高騰等を考慮して独自の基準生活費の算定をする裁量は処分庁に認められていないのであるから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第１のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委　員（会長）　館　　田　　晶　　子

委　員　　鳥　　井　　賢　　治

委　員　　日　　笠　　倫　　子